

# 第5回 法哲学演習

## テーマ「母子家庭の貧困問題」

2008/5/12 担当者: 貴田・坂井

### 1 母子家庭の現状

#### 母子家庭の具体的数字・割合

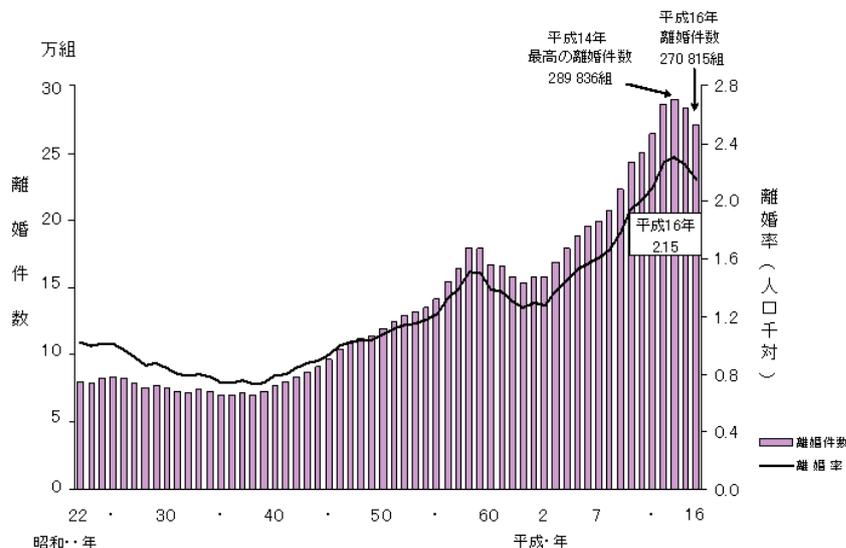
母子世帯 ... 父親のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの、以下同じ。)がその母によって養育されている世帯(厚生労働省による定義)

現在日本では、離婚率の増加に伴って母子家庭の世帯数も年々増加傾向にある。平成15年の厚生労働省の調査によると、母子世帯数は122万5400世帯となっており、全世帯数(国民生活基礎調査より)との割合で見ると2.7%を占めている。また、さまざまな世帯類型(核家族世帯、高齢世帯等)のうち、もっとも貧困率が高い世帯類型は母子家庭世帯となっている。

\* 母子世帯になった主な理由\*(H18年厚生労働省の調査結果より)

離婚・・・79.7%
死別・・・9.7%
未婚の母・・・6.7%
その他(遺棄、行方不明など)・・・3.9%

図1-1 離婚件数及び離婚率の年次推移



#### \* 離婚の増加率

上のグラフより、離婚件数が最も高かった平成 14 年の 289836 件と比べると、平成 2 年の離婚件数(およそ 15 万件)と比べると、約 2 倍に増加していることがわかる。

### 就労、収入の状況

平成 15 年の調査によると、全母子世帯のうち 83.0%が就業しているが、そのうち常用雇用者は 39.2%、臨時・パートタイマーが 49.0%という内訳になっている。母子家庭になる前の母親の就業率は 63%であり、母子家庭になってからの就業、転職もみられる。転職は、子どもを保育所へ預ける時の送り迎えや、ご飯の準備など養育するため時間がある程度確保せねばならず、時間の拘束が緩やかな職へ転職したものとみられる。(図参照)

収入の状況は母子世帯の平均年収は 212 万円であり、一般世帯(平均収入 658 万円)の 3 分の 1 しか収入がないということがわかる。

ちなみに父子世帯の平均年間収入は 390 万円である。

#### 養育費の取得状況

養育費について取りきめをしていない－54.2%

その内容として...

- ・相手が支払う能力がない－52.9%
- ・相手とかかわりたくない－27.6%
- ・取り決めの交渉がまとまらなかった－10.8%

養育費を受けたことがない－48.5%

現在も受けている－22.8%

受けたことはあるが現在は受けていない－13.4%

### 母子家庭への手当

母子家庭は両親がいる家庭に比べて経済的にも精神的にも負担が大きいため、地方公共団体や国からのさまざまな支援が講じられている。児童扶養手当は母子家庭にのみ支給されており、父子世帯と比べて経済的にも負担の大きい母子世帯をサポートする制度となっている。

しかし支給要件が近年厳しくなっており、保護をうけられない母子家庭が増えてきている。また、生活保護受給母子世帯も増加している。

### \*母子加算\*

母子加算とは生活保護を受けている 15 歳以下のこどもがいる母子家庭に子ども 1 人 23260 円、2 人で 25100 円加算される仕組みである。政府はこれを 1/3 ずつ減額し、2009 年度には全廃することを決めた。

母子家庭では母親一人の収入では生活が困難であり、政府の援助もまともに受けられない世帯が増加していることから、母子家庭そのものが極端な貧困状態に陥っていくことが予想される。

## 2 母子家庭の背景、要因

家計管理において母子世帯が利用できる資源という観点から

- ) 仕事
- ) 社会保障給付
- ) 養育費
- ) 奨学金・公的な貸付
- ) 親・親族からの援助
- ) 学歴・資格
- ) 母親と子供の健康

) について

就職機会の不平等、 所得格差、 育児との関係

非正規雇用労働との関係・フリーターについて、親の職業との関係  
女性の就職・昇進における問題

) について

1 で説明したので省略

) について

制度が整っていないため資源の利用可能性と程度はパートナーしだい

) について

日本においては奨学金制度の充実が必要

) とも関係する

)について  
同居、住居、金銭、保育

)について  
安定した常勤の仕事につくために必要  
親の所得や教育水準と関係

)について  
)とも関係する

) ~ )の要因がさまざまに絡み合っ

て影響している  
さらに、貧困は個人や家族のがんばりで克服されるものという考え方が根強いことも、  
さまざまな領域において大きな影響を及ぼしている。

参考資料：青木紀編著（2003）『現代日本の「見えない」貧困』明石書店  
橘木俊詔著（2006）『格差社会』岩波新書

## 論点 1

一人親の家庭の給付に一律して上乘せしている「母子加算」を三年で段階的に廃止することを政府が発表した。

母子加算の問題点としては…

加算により生活保護費が高くなる結果、就労・自立の意欲を阻害している。

生活保護を受ける母子世帯のほうが、受けてない母子世帯よりも平均所得や消費支出が高い。

母子(ひとり親)世帯というだけで一律に支給するのは問題

などがあげられる。しかし現在、一般母子世帯の八割、生活保護を受けている母子世帯の四割が働いており、就労意欲が阻害されているとは言いがたい。

また、母子加算を全廃することは一人で子供を育てながら自立しなければならないひとり親世帯にとって大きな負担となる。母子加算の問題点も踏まえて、母子加算全廃に賛成か、反対かを話し合ってください。

### 論点 1 の討論より

母子加算全廃には反対とする意見が多数を占めていた。母子加算を削ることは現在給付を受けている家庭にとって大変大きな負担になってしまうからとする意見が多くみられた。また、母子加算に変わる新たな手段を講ずるべきという考えより、生活保護の家庭にのみ加算されるのではなく、子のために支給をする制度を設けてはどうかという意見も。

## 論点 2

現在、日本において養育費をえるためには強制執行という手段を利用しなければならない。しかし、裁判を起こさないといけないこと、元パートナーと顔を合わせないといけないことなどから利用しにくく、また利用できたとしても金銭的、精神的、時間的に負担を強いるものであり問題が多い。アメリカでは養育費徴収制度がありそういった負担はある程度緩和されているといえます。そこで従来どおり強制執行という手段で、その方法を変えていくのか、それとも徴収制度という形に改めていくべきか、どうか話し合ってください。

### 論点 2 の討論より

徴収制度は相手と会わなくて良いことや、払えるのに払わない人から徴収できる点が評価された。そして強制執行の手続きを経なければいけない問題点などを含めて全体的に徴収制度のほうがより良いという意見になった。しかし徴収制度でも相手に支払う能力がない場合にどうするのかということを解決することは出来ないなどの問題点がある。そのため養育費に関する制度化だけで全てが解決されるわけではないというところで議論を終了した。

### 論点3

生活保護制度にはさまざまな制限がありそのひとつとして貯蓄が認められていないことがあげられる。2007 年生活保護により支給された費用を学資保険に充てることが最高裁により認められた(中嶋訴訟)。そこで学資保険によって貯蓄することは認められたが、生活保護を受けている世帯と受けていない世帯での差も広がる危険性もあり、一方では貯蓄することについて批判的な意見も見られる。そこで、学資保険によって貯蓄することを認めたことについてどう考えるか話し合ってください。例えば、奨学金制度を充実させれば生活保護を受けている世帯と受けていない世帯の両方が利用でき、そちらのほうが公平だと考えられる。

#### 論点3の議論より

学資保険を認めた判決について賛成意見が多く聞かれた。それだけでなく奨学金制度も充実させていくべきという意見も多かった。貯蓄はだめでも、保険は認めるとして火災保険などにも広げていくべきという意見も上がった。

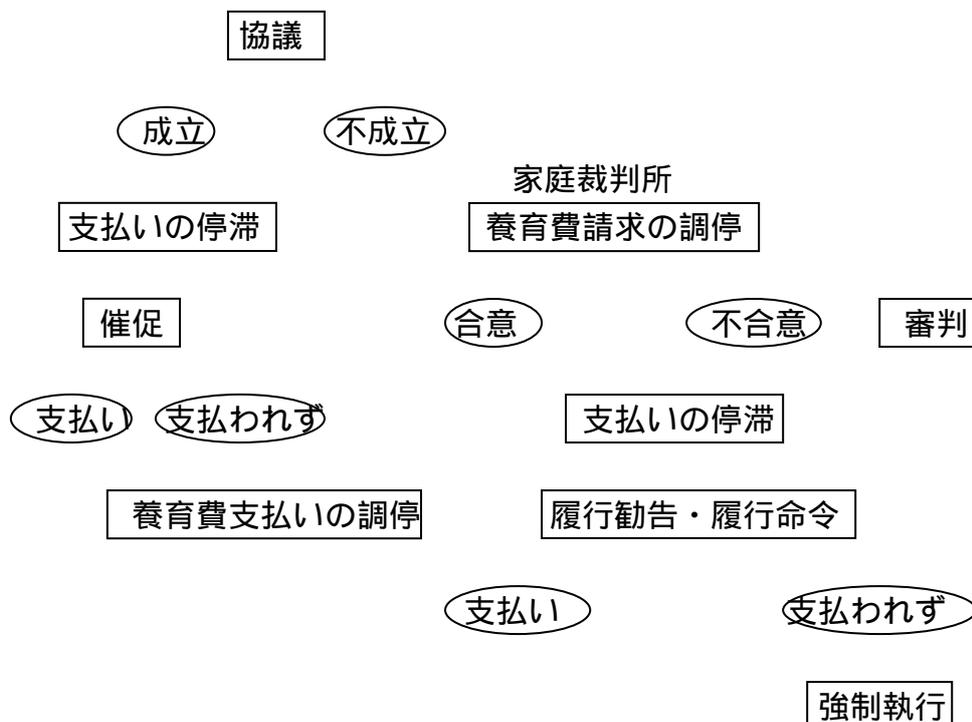
保険と貯蓄の違いは？貯蓄をも認めていくべきでは？ということについても考えたが、それについては結論は出なかった。

## 論点2 資料 養育費について

内容：養育費とは、子どもを監護、教育するのに必要な費用です。要するに子どもを育てるのに必要な費用。一般的にいえば、未成熟子が自立するまでに要するすべての費用ということになります。衣食住に必要な経費、教育費、医療費、最小限度の文化費、娯楽費、交通費等です。

金額：双方の資産、収入、職業、社会的地位などを考慮しながら、子ども1人の場合月2～6万円、子ども2人の場合月4～6万円で決められる例が多いようですが、それぞれの事情により異なる為一概には言えません。

手続き：



強制執行は、養育費の場合1ヶ月数万円ですので強制執行をしてもかえって費用がかかるなど、あまり実効性はありません。

離婚の法律・税金・慰謝料/離婚相談掲示板

<http://www.rikon.to/contents2-2.htm>を参考に作成

## 論点 2 資料 養育費徴収制度（アメリカ）

目的：貧困から抜け出すという自覚を持たせるように支えることで、国の支援への依存を減らすこと。

内容：雇用主は新しく採用した労働者を州に報告し、支払い義務者の給与から養育費を天引きするよう義務づけられています。さらに全州が自動車登録、税金、失業、その他法的強制が及ぶ記録を共有し、州相互で未払いの義務者を追跡できます。また、社会保険庁、国税庁、国防省、国立個人記録センター等の記録による追跡も可能です。支払わない義務者には、運転免許等の取消し、資産差押え、徴税還付金からの差引き、失業手当停止、信用調査機関への通告、パスポート発効拒否等のペナルティが課せられ、それでも支払わなければ収監されます。

問題点： 多額の負債を抱え養育費も滞納している父親は、非合法の就労先を探すので、ささやかながら非公式の金銭援助や精神的な援助をしている場合、それらを放棄して所在をくらましてしまうかもしれません。  
父親が支払った額のうち、いくらを子どもたちに届けるかは州が決定します。父親が支払った金額がそのまま母親に届くとは限りません。支払った分だけの恩恵を自分の子どもが受けないとわかれば支払う意欲をなくしてしまいます。

家庭問題情報誌ふぁみりお第 42 号海外トピックス 42  
アメリカの国による養育費徴収制度をめぐってー父親の立場からー  
[http://www1.odn.ne.jp/fpic/familio/familio042\\_topics.html](http://www1.odn.ne.jp/fpic/familio/familio042_topics.html)より

## 論点2 資料 養育費徴収制度（イギリス）

### 児童扶養制度（1991年法）

内容：父親の所得から、必要生活費として所得補助の個人手当を控除して「査定対象所得」が算出される。その2分の1が子供の養育費に充当可能とみなされ、「計算上の養育費」となる。次に父親の第二家族が所得補助を受給すると想定して、家族全員の手当額と住居費などから所得の「最低保護費」を算定する。父親の純所得に児童手当を加算したところから計算上の養育費を差し引きそれが最低保護費より多いか少ないかで養育費が決定される。最低保護費より多い場合は計算上の養育費がそのまま養育費になる。最低保護費より少ない場合は最低保護費から下回っている差額を計算上の養育費から減額し、それを養育費として決定する。父親からの養育費の支払いが遅滞した場合には、CSA(児童扶養庁(Child Support Agency))は利息の請求や給与天引命令をなすことができる。また、裁判所に申し立てて財産差押等の命令を得ることもできる。母親が所得補助を受給している場合には、徴収された養育費の全額が母親の所得とみなされ、支払われた養育費と同額が所得補助の支給額から減額される。

特徴：父親がどのような状況でも常に扶養義務を確定する

CSAによって養育費が査定されると、それ以前に出された裁判所の扶養命令はCSA査定にとって代わることになる

問題点： CSAの運営上の問題(査定ミス、ケース処理の遅れ、支払い追及の不公正)

制度自体の問題

養育費算定の複雑さ

第一家族優先の原則

貧困世帯にとって子供の福祉にならない

父親の支払いや母親の協力を促す点でもマイナス

それ以前の裁判所による裁定や合意が執行する

### 児童扶養政策(2000年代)

従来の制度では児童扶養制度を通じて養育費を支払うべき父親の約3分の1はまったく支払っていない。また、所得補助を受給している母子世帯の母親の3分の2以上が児童扶養制度の利用を申請していないという状況があったため制度改正が試みられた。

特徴： 公式の簡素化

養育費は父親の所得の一定割合とする方式

なお、基本レートのほかに、父親の所得に応じて、減額レート、低額レート、免責レートが設定されている。

新方式では、父親の所得と子どもの人数だけで査定され、母親の所得は一切考慮されない。

所得補助等の受給者への強制適用については、所得補助等の福祉給付の申請により自動的にCSAへの申請とみなされる改正が行われ、確実に制度の利用がすすめられることになった。

養育費の支払確保を強化するため、父親の不払いに対する制裁措置として、自動車免許状の没収も可能となった。

検討課題： 養育費問題を他のひとり親問題から切り離して扱うことの妥当性

養育費のみの合理的解決が全体として非合理的な結果になる危険もあり、とくに紛争性の高いケースでは、家族問題の一体的解決が望まれる。

養育費問題を行政機関が扱うことの妥当性

迅速さ、公平性、確実性 インフォーマルな扶養

生物上の親の扶養義務を絶対とすることの妥当性

血縁 関係性

下夷美幸著(2006)「イギリスにおける児童扶養政策の展開」法政大学社会学部

会<http://rose.lib.hosei.ac.jp/dspace/bitstream/10114/211/1/53-2shimobisu.pdf>より作成

### 論点3 資料

国内総生産(GDP)に対する学校教育費の比率(2001年)

日本	公財政支出	3.5	私費負担	1.2	合計	4.7
アメリカ		5.1		2.3		7.3
フィンランド		5.7		0.1		5.8
OECD 平均		5.0		0.7		5.6

### 大学授業料

日本 国立授業料 520、800円、入学料282、000円(2004年)、

(参考) 496、800円、 277、000円(2001年)

アメリカ 州立総合・4年制大学平均授業料 3、746ドル、実験費実習費を含む、入学料はない(2001年)

### 政府機関奨学制度

日本(2004年) 年間経費4314億円、うち2504億円は無利子貸与、残りは有利子貸与(億未満四捨五入)

アメリカ(2002年)年間経費6兆5800億円(日本の1.5倍)、うち1兆5700億円(日本の3.6倍)は返済不要、残りは有利子貸与、(年間経費57,244百万ドル、うち13,659百万ドルは給与、レート115円で計算)

米国は総額で日本の1.5倍、特に給与奨学金だけでも日本総額の3.6倍です。

日本では給与ではなく全て貸与、米国の人口は2.5倍でその点は加味すべきですが、驚くほど米国の奨学制度は充実しているのです。

また高校生奨学金で返済するのは世界で日本だけのようです。

アメリカでは給与が1兆5000億円もあるのです。日本では給与ではなく貸与が全て（以前は教育研究など返済免除があった）

<http://www002.upp.so-net.ne.jp/HATTORI-n/a209.htm>より

### 論点3 資料 中嶋訴訟

一審判決 { 原告適格がない  
学資保険の満期返戻金を収入認定し、保護費を減額した福祉事務所長の本件変更処分に裁量を誤った違法はない

二審判決 「憲法25条の生存権保障の目的である人間の尊前にふさわしい生活を送るためには、被保護者が自らの生き方や生活を自ら決する必要がある、そのためにもいったん支給された保護費の用途は原則として自由でなければならない。こと。保護費等を蓄えた預貯金は、その貯蓄の目的や態様（金額を含む）等に照らし、生活保護法の趣旨目的から逸脱せず、かつ、一般の国民感情に照らして違和感を覚えるようなものでない限り、保護費の支給に当たり考慮すべき法4条1項の資産等に当たらない。」

（法律時報1995.5より）